

## 基本理念

暮らしと生きがいを共に創り、  
お互いが支え合う酒田  
～社会包摂による共生社会の実現を目指して～

## 基本目標

- I 共に支え合い、地域が「つながる」まち
- II 誰もが安心できる、福祉が「つながる」まち
- III ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち

## I 共に支え合い、地域が「つながる」まち

市民誰もが、住み慣れた地域において豊かで安らぎに満ちた生活を送るためには、お互いが理解・交流し、地域の課題に取り組もうとする姿勢が重要です。

災害時やコロナ禍においても孤立することなく、地域で暮らす者同士が、時には支えたり、支えられたりといった活動が広がるよう、地域の中での人とつながるまちを目指します。

## II 誰もが安心できる、福祉が「つながる」まち

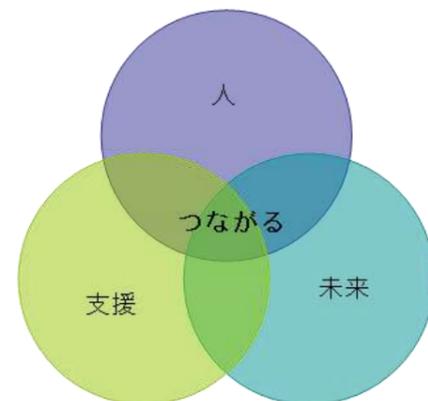
市民誰もが、どこの地域に住んでいても、安心して暮らすためには、相談窓口や必要な支援につながる事が重要です。

誰一人として取り残さず、複合化、多様化する課題に対応できるよう、共助と公助の協働、公助と公助の連携により支援が「つながる」まちを目指します。

## III ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち

市民誰もが、生き生きと暮らし、地域に住み続けたいと思えるためには、自分自身が心身ともに健康であること、また、地域福祉を支える担い手やすべての人を認め合う豊かな心を育てることが重要です。

育んだ担い手や豊かな心が、地域の活動をより発展させ、誰もが尊重し合える未来につながる持続可能なまちを目指します。

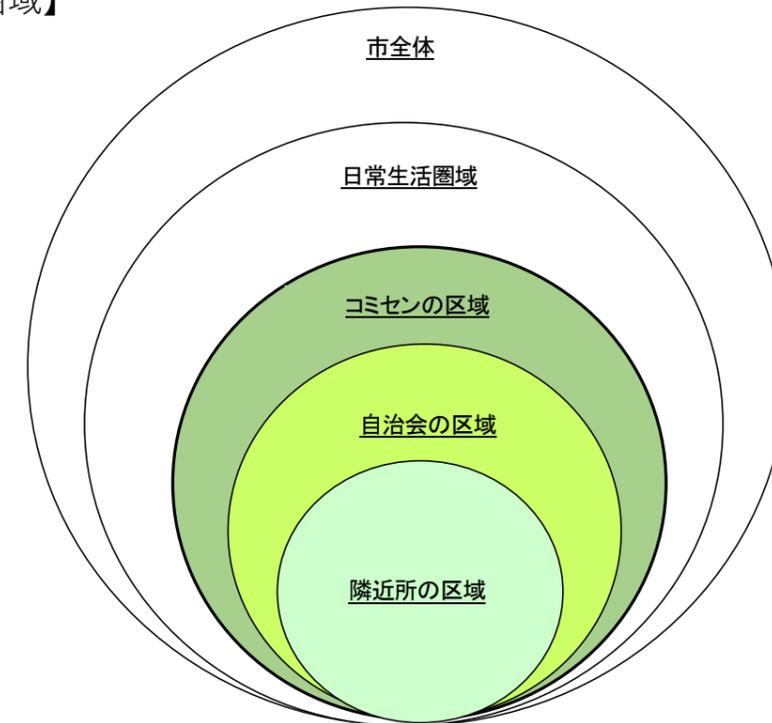


## 地域福祉の圏域

第4期酒田市地域福祉計画では、今まで行われてきた地域福祉の施策や活動について、酒田市の地域福祉の圏域として整理し、それぞれの圏域に応じた取り組みを行います。

それぞれの圏域が連携することにより、包括的、重層的な体制づくりを進め、地域の課題に対応します。

## 【酒田市の圏域】



※日常生活圏域  
小中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動単位など地域の特性を総合的に勘案した圏域。市内10圏域。

## 【各圏域の主な実施主体と活動】

圏域	主な実施主体	主な活動
市全体	市・福祉事務所 社会福祉協議会 障害者・生活困窮者自立支援の相談支援機関	・総合的な福祉施策の企画、実施 ・複合的、高度な課題への調整、対応 ・市全域を対象とした相談支援機関の運営
日常生活圏域	地域包括支援センター 生活支援コーディネーター 社会福祉法人	・日常生活圏域の福祉課題の把握、対応 ・地域における相談機関 ・社会資源の構築
コミセンの区域	コミュニティー振興会 学区・地区社会福祉協議会 地区民生委員協議会	・地域の福祉課題の把握、対応 ・地域の福祉活動の拠点 ・地域の支え合い、居場所づくり、健康づくり
自治会の区域	自治会 民生委員	・地域行事や自主防災組織の活動 ・身近な居場所づくり
隣近所の区域	家族・親戚 隣組	・日常的な見守り・声かけ ・除雪や災害時の協力